



積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型)

# 特別勘定 月次運用レポート

特別勘定名称

グローバル運用型WLR(米ドル)

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

2025年11月発行

当商品は、一時払保険料を「定額部分」と「変額部分」に分けて運用します。  
当レポートは特別勘定で運用する「変額部分」の運用状況を開示したものです。

[募集代理店]

[引受保険会社]

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

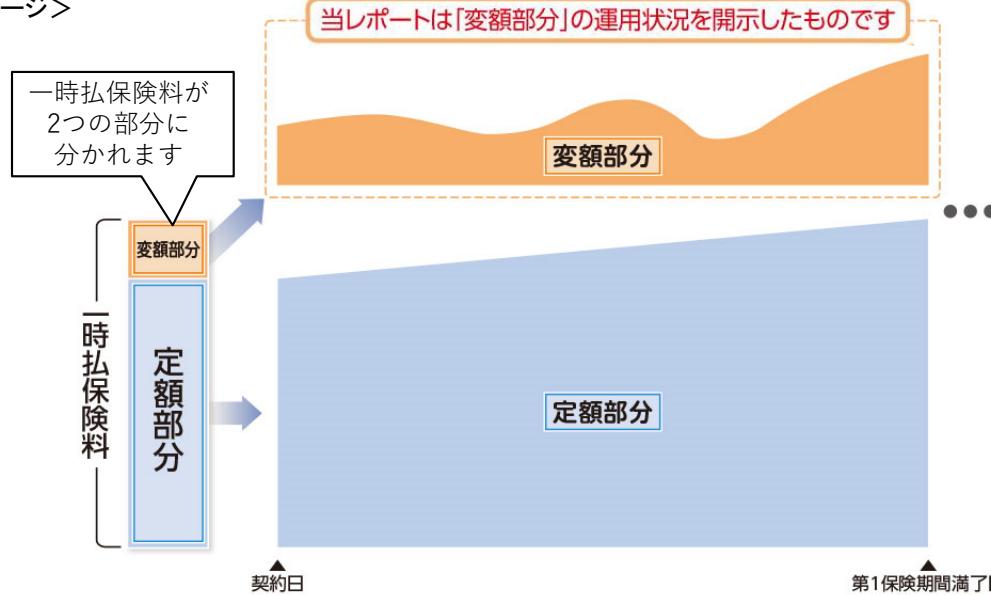
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

**0120-876-126**

(登)B24F0636(2025.03.13)

## この保険のしくみ図

<イメージ>



## この保険の費用とリスクについて

### ■費用について（この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります）

#### ■ 第1保険期間中の変額部分における費用

・保険契約関係費…特別勘定の資産総額に対して年率2.35%

・資産運用関係費…信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率0.22%（税込）

\*上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は当レポート発行月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

#### ■ 第1保険期間中の定額部分における費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

#### ■ 第2保険期間中における費用

第2保険期間中の積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

\*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

#### ■ 特定のご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中の解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。

解約控除 = 基本保険金額 × 解約控除率(10.0%~0.5%)

\*定額円貨建移行日以後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

②「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、定額の円貨建終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

\*上記の費用は、定額円貨建移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

③「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して1.0%（円貨で特約年金を受け取る場合は最大0.35%）を負担していただきます（当レポート発行月現在の数値であり、将来変更することあります）。

#### ■ 通貨を換算する場合の費用

「保険料円貨入金特約」「保険料外貨入金特約」などの特約の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額(25銭~50銭)を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります（為替レートは、当レポート発行月現在の数値であり、将来変更することができます）。

\*TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

#### ■ この他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担いただくことがあります。

### ■ 第1保険期間の変額部分の投資リスクについて（損失が生じるおそれ）

● 第1保険期間の変額部分について、国内株式、先進国株式、新興国株式、国内債券、先進国債券、新興国債券、国内リート、先進国リートなどで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの増減につながります。

● 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### ■ 解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）

第1保険期間の定額部分や第2保険期間について市場価格調整（市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映）を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間の解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

### ■ 為替リスクについて（損失が生じるおそれ）

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。為替相場に変動がない場合でも、為替手数料が反映された為替レートには差があるため、お受取時の為替レートで円貨に換算した保険金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回るおそれがあります。

## 特別勘定の運用のしくみ

### 1 8つの資産に分散投資します

- ・ 国内株式、先進国株式、新興国株式、国内債券、先進国債券、新興国債券、国内リート、先進国リートの8つの資産に分散投資します。

国内株式

先進国株式

新興国株式

国内債券

先進国債券

新興国債券

国内リート

先進国リート

### 2 中長期的な運用に理想的なポートフォリオの構築をめざします

- ・ 年金運用で培った、りそなグループのノウハウを活用します。
- りそなアセットマネジメント株式会社の投資判断により資産配分を決定・見直します。
- 市場データを用いて、あらかじめ決められたルールに基づき、年1回、基本的資産配分を決定します。
- 上記に加え、市場環境やマクロ経済などの分析を活用し、3ヵ月ごとに資産配分の見直しを行います。

**中長期的な運用に理想的なポートフォリオ構築をめざします。**

資産配分

原則として  
年1回決定



市場環境によって  
3ヵ月ごと見直し

\* 短期金融資産を活用する場合もあります。

### 3 積極的に収益の獲得をめざします

- ・ 実際の投資金額より大きな金額で運用するしくみで、積極的に収益の獲得をめざします。

\* 特別勘定の主な投資対象となる投資信託の運用のしくみについて掲載しております。

\* 特別勘定の詳細につきましては、「特別勘定のしおり」をお読みください。

# 特別勘定の運用レポート

2025年10月末現在

特別勘定で運用する「変額部分」の運用状況を開示したものです

## 特別勘定の投資方針

国内・先進国・新興国の株式、国内・先進国・新興国の債券、国内・先進国のREIT(不動産投資信託)などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託の名称	運用会社
グローバル運用型WLR(米ドル)	りそなグローバルバランスファンドNM USD (適格機関投資家限定)	りそなアセットマネジメント株式会社

## 特別勘定の主な投資リスクについて

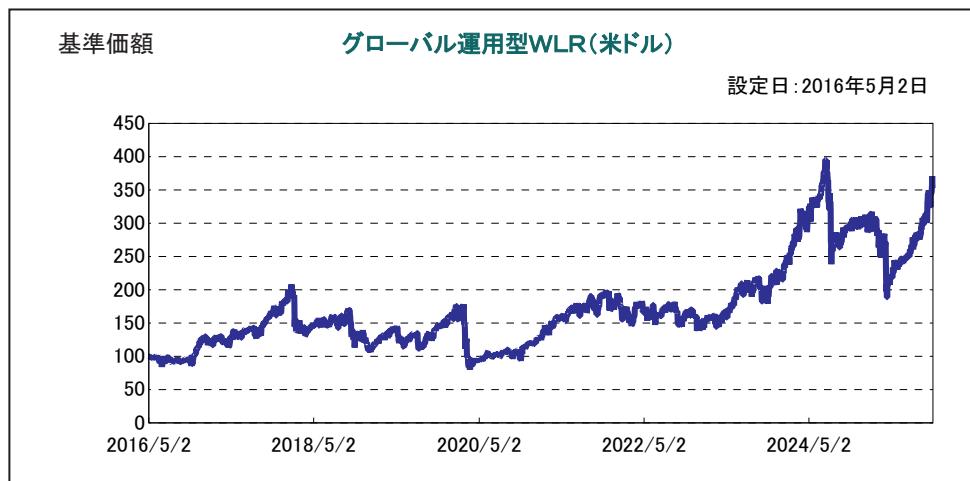
特別勘定は、国内・先進国・新興国の株式、国内・先進国・新興国の債券、国内・先進国のREIT(不動産投資信託)などで実質的に運用されるため、**株価や債券価格の下落、為替の変動など**により、**変額部分の積立金額、解約返還金額は変額部分の一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

## 特別勘定資産の内訳

資産総額 (百万米ドル)	資産構成	
	投資信託	現預金等
0.5	99.4%	0.6%

- \* 特別勘定は、投資信託を主たる投資対象として運用するほか、保険契約の異動等に備えて一定の現預金等を保有しています。
- \* 特別勘定資産の内訳は、投資信託の購入・解約の申し込み実績を反映しております。

## 特別勘定の基準価額と騰落率の推移



特別勘定の主な投資対象となる投資信託は円建ての投資信託であることから、米ドル対円の為替レートの影響により、特別勘定の基準価額の動きと、投資信託の基準価額の動きは異なります。

\* 非表示部分を四捨五入

騰落率	1か月	3か月	6か月	1年	3年	設定来	基準価額 (2025年10月末)
	12.46%	33.02%	61.03%	18.54%	123.78%		

\* 特別勘定の基準価額の値動きは、特別勘定が投資対象とする投資信託の値動きとは必ずしも一致しません。

特別勘定が一定の現預金等を保有していることや、特別勘定の基準価額計算にあたり保険契約関係費を控除すること等によるものです。

## ご留意事項

- \* 積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型)は投資信託ではなく生命保険です。また、この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。
- \* このレポートは積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型)の特別勘定の運用状況を開示するためのものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- \* このレポートには積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型)の商品内容のご説明はございません。ご検討、お申込みに際しては、専用の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。